

労働安全衛生規則第87条に基づく措置に関する評価結果の概要（建設業用）

指針該当条文	評価項目 ☆は、現認、ヒアリング等を主体として確認すべき事項を示す。	判定	判断材料となった書類の名称、ヒアリング者等	書類等の記載事項、ヒアリング日時等	判断理由
○安全衛生方針の表明(第5条第1項関係)	<p>1. 事業者が安全衛生方針を文書(電子媒体の形式でも可。以下同じ。)により定めているか。</p> <p>2. 安全衛生方針を労働者及び関係請負人その他の関係者に周知しているか。 *周知方法には、例えば、以下のものがあればよいこと。 (1) 安全衛生方針を口頭、文書、電子メール等により伝達すること。 (2) 文書の掲示、インターネットでの掲示等により、安全衛生方針をいつでも閲覧可能な状態にしておくこと。</p> <p>【建設現場における評価項目】</p> <p>3. 安全衛生方針を労働者及び関係請負人その他の関係者に周知しているか。</p>	☆			
(第2項関係)	<p>1. 安全衛生方針に次の事項が含まれているか。</p> <p>(1) 労働災害の防止を図ること。</p> <p>(2) 労働者の協力の下に、安全衛生活動を実施すること。</p> <p>(3) 労働安全衛生関係法令、事業場において定めた安全衛生に関する規程(以下「事業場安全衛生規程」という。)等を遵守すること。</p> <p>(4) 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置を適切に実施すること。</p>	—	—	—	—
○労働者の意見の反映(第6条関係)	<p>1. 安全衛生目標の設定並びに安全衛生計画の作成、実施、評価及びその改善に労働者の意見を反映する手順が文書により定められているか。 *手順には、いつ、誰が、何を、どのようにするか等について定められていること。</p> <p>2. 1の手順に基づき、労働者の意見を反映しているか。 *労働者の意見の反映の方法には、例えば、以下のものがあればよいこと。 (1) 安全衛生委員会等(安全衛生委員会、安全委員会又は衛生委員会をいう。以下同じ。)において、調査審議すること。 (2) 安全衛生委員会等が設置されていない事業場にあっては、労働者の意見聴取の機会を設けること。</p> <p>【建設現場における評価項目】</p> <p>3. 1の手順に基づき、労働者の意見を反映しているか。</p>	☆			
○体制の整備(第7条関係)	<p>1. 事業の実施を統括管理する者の果たすべき役割、責任及び権限が文書により定められているか。</p> <p>2. 施工部門、安全衛生部門等の管理者又は監督者で労働安全衛生マネジメントシステムを担当する者(システム各</p>				